○技能職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

令和元年１２月２４日

条例第６号

（趣旨）

第１条　この条例は、技能職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

（職員の定義）

第２条　この条例において「技能職員」とは、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５７条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する者であって、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）附則第５項に規定するものであり、かつ、次の各号のいずれかに掲げる者の行う労務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。

（１）　用務員

（２）　自動車運転手

（３）　調理員

（４）　作業員

（５）　前各号に類似する者

（給与の種類）

第３条　技能職員の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　給料（組合長が定める正規の勤務時間（以下[この項](https://www1.g-reiki.net/kami/reiki_honbun/r255RG00000143.html#e000000045)において「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、[次号](https://www1.g-reiki.net/kami/reiki_honbun/r255RG00000143.html#e000000052)以下に掲げるものを除く。）

（２）　扶養手当（技能職員の扶養親族（配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫、満６０歳以上の父母及び祖父母、満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹並びに重度心身障害者をいう。）で他に生計の途がなく、主としてその技能職員の扶養を受けている者について技能職員に支給される手当）

（３）　住居手当（自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１２，０００円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている技能職員（組合長が定める者を除く。）に支給される手当)

（４）　通勤手当（通勤のため、交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする技能職員並びに自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする技能職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である技能職員以外の技能職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である技能職員を除く。）に支給される手当)

（５）　時間外勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた技能職員に、その勤務した全時間に対して支給される手当）

（６）　休日勤務手当（組合長が定める休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた技能職員に、その勤務した全時間に対して支給される手当）

（７）　宿日直手当（宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた技能職員にその勤務に対して支給される手当）

（８）　期末手当（６月１日及び１２月１日にそれぞれ在職する技能職員（これらの日前１箇月以内に退職し、又は死亡した技能職員で組合長が定めるものに該当する者を含む。）に支給される手当）

（９）　勤勉手当（６月１日及び１２月１日にそれぞれ在職する技能職員（これらの日前１箇月以内に退職し、又は死亡した技能職員で組合長が定めるものに該当する者を含む。）に支給される手当）

（１０）　退職手当（技能職員が退職又は死亡した場合に、技能職員又はその遺族（配偶者（届出をしていないが技能職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに技能職員の死亡当時主としてその技能職員の収入によって生計を維持していた親族をいう。）に支給される手当）

（給与の基準）

第４条　技能職員の給与額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号）に規定する給与の額を基準とし、組合長が定めるものとする。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条の規定により育児休業をしている技能職員に対しては、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

３　前条第２号及び第３号の規定は、法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された技能職員には適用しない。

４　前条第２号、第３号及び第５号の規定は、育児休業法第１８条第１項の規定により採用された職員には適用しない。

（会計年度任用技能職員の給与）

第５条　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員として任用される技能職員（次項において「会計年度任用技能職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１）　法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員として任用される職員　給料、通勤手当、夜間勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当

（２）　法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員として任用される職員　給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当

２　会計年度任用技能職員の給与の基準については、香南香美老人ホーム組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第　号）の規定を準用する。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。